

2026年3月9日

2026トライアスロン エイジグループ・ナショナルチャンピオンシップシリーズ
クラブフェスティバル 参画要件同意書

第1条（目的）

本覚書は、公益社団法人トライアスロンジャパン（以下「甲」という。）が実施する「クラブサポートプログラム」の一環として開催される「クラブフェスティバル」（以下「本事業」という。）について、その趣旨および開催基準を明確にし、エイジグループ・ナショナルチャンピオンシップシリーズ（以下「エイジNCS」という。）参画大会（以下「乙」という。）が一定の質を担保した形で本事業を実施することを目的とする。

第2条（定義および位置づけ）

1. 本事業は、甲が別途定める「クラブフェスティバル運用ガイドライン（最新版）」に基づき実施される、クラブを主体とした大会内企画をいう。
2. 本事業は、エイジNCSの付帯制度として位置づけられ、エイジNCS参画大会であることを開催の前提条件とする。
3. 本事業は、競技成績のみを評価するものではなく、交流・応援・地域連携を通じたトライアスロン文化の醸成を目的とする。

第3条（参画申請および募集時期）

1. 本事業の開催を希望する大会は、エイジNCS参画募集期間にあわせて、当該年度の開催意思を表明し、所定の申請手続きを行うものとする。
2. 募集時期および申請方法は、エイジNCS参画要件に準ずる。

第4条（開催要件の遵守）

乙は、本事業を開催するにあたり、以下の必須実施事項を満たすことに同意する。

1. クラブ単位で参加可能なレースの設定

2. クラブ単位での表彰の実施
3. クラブテントスペースの設置
4. クラブ集合写真の撮影および提供

具体的な実施基準、推奨事項および運営方法は、甲が定める「クラブフェスティバル運用ガイドライン」に従う。

第5条（実施計画および報告義務）

1. 乙は、本事業の実施にあたり、開催3ヶ月前を目安に実施計画書を甲へ提出する。
2. 乙は、本事業終了後2週間以内を目安に、実施報告書、参加クラブ数、表彰結果、写真データその他甲が指定する資料を提出する。
3. 乙は、甲との振り返り協議および改善提案に協力する。

第6条（継続開催）

1. 初年度に本事業を実施した大会は、開催要件を満たす場合に限り、次年度以降も継続開催を申請することができる。
2. 継続開催を希望する場合も、毎年度、所定の参画申請手続きを行うものとする。
3. 前年度の実施状況、報告内容およびガイドライン遵守状況を踏まえ、甲が継続開催の可否を判断する。

第7条（ブランドおよび表示）

1. 乙は、「クラブフェスティバル開催大会」として表示する場合、甲が指定するロゴおよび表記ルールに従う。
2. 本事業の趣旨に反する形での表示または運用を行ってはならない。

第8条（役割分担）

1. 乙は、本事業の現地実施主体として、運営体制を整備し、安全管理・進行管理・問い合わせ対応を行う。

2. 甲は、必要に応じて企画助言、広報支援、フォトギャラリー管理等を行う。
3. 新規開催大会については、甲は可能な範囲で当日運営支援を行う。乙は、甲が当日支援を行う際の渡航及び宿泊に必要な諸経費（最低1名分）を捻出する。

第9条（広報協力）

乙は、本事業に関する告知、結果報告、写真等の情報を速やかに甲へ共有し、甲が実施する広報活動に協力する。

第10条（認定の取消）

甲は、次の各号に該当する場合、是正を求めることができる。相当期間内に改善が認められない場合には、本事業開催大会としての認定を取消することができる。

1. 必須実施事項が履行されなかった場合
2. 本事業の趣旨に著しく反する運営が行われた場合
3. 実施計画書または報告書の提出がなされない場合

第11条（有効期間）

本覚書は、当該年度のエイジNCS開催期間において有効とする。
次年度以降の開催については、改めて参画申請および同意を行う。

第12条（協議事項）

本覚書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決を図る。

＝以上＝